

学校の経営

1. 基本方針

日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育諸法令等に則り、人権尊重の精神を基本とし、知（「確かな学力」）・徳（「豊かな人間性」）・体（「健康・体力」）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実を図る。

2. 教育目標(めざす子ども像)

(1) 枚方市教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支援、可能性を最大限に伸ばす～

(2) 楠葉中学校区小中一貫教育（めざす子ども像）

「自立」 「挑戦」 「思いやり」

(3) 樟葉小学校教育目標

【めざす子ども像】

➤ よく考える子ども

学ぶことに興味・関心をもち、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、自らよく考え、探究しようとする意欲をもち、学び合い、高め合える子ども

➤ 思いやりのある子ども

人権尊重の精神を基盤とし、自尊意識（自己肯定感、自己有用感等）を高め、素直で、思いやりや感動する心をもち、仲間を大切に、支え合える子ども

➤ たくましい子ども

自他の生命を大切に、基本的生活習慣を身につけ、心身ともに健康で、難しいことにも挑戦しようとする意欲や最後まで物事をやり遂げる強い意志をもった子ども

【めざす学校像】

『すべては子どもたちのために』・・・「笑顔あふれる学校」「学ぶ喜びのある学校」「信頼される学校」

『課題に正対し、常に改善を図る』・・・R-V-P-D-C-Aサイクルの確立

【R (e)search - V (i)sion - P (l)an - D (o) - C (h)eck - A (c)tion】

現状把握

目標設定

計画

実行

評価

改善

* 集団の中で一人一人を尊重し、互いのちがいを認め合い、互いを大切にする態度を育む取組を推進する。

* ユニバーサルデザインに基づいた、すべての子どもが「わかる嬉しさ」「できる喜び」が実感できる『授業づくり』並びに、すべての子どもたちの自尊意識（自己肯定感、自己有用感等）を高める『集団づくり』を推進し、『ともに学び、ともに育つ』教育について共通理解し、一層の充実を図る。

< 「めざす学校像」を実現するために > < **TOGETHER** >

<p>1 気持ちのそろった教職員集団 (Teachers)</p> <ul style="list-style-type: none"> * チーム力を引き出すリーダーシップ * 信頼感に基づくチームワーク * 学び合い、育ち合う同僚性 	<p>2 単一的で柔軟な学校運営 (Organization)</p> <ul style="list-style-type: none"> * ビジョンと目標の共有 * 柔軟で機動性に富んだ組織力
<p>3 豊かなつながりを生み出す生徒指導 (Guidance)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一致した方針のもとでのきめ細かな指導 * 子どもをエンパワーする集団づくり 	<p>4 すべての子どもの学びを支える学習指導 (Effective teaching)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 授業規律の確立と学び合い、支え合う学習集団づくり * 基礎的・基本的な学力の定着のためのシステム * 「主体的・対話的で深い学び」を足進する授業づくり
<p>5 ともに育つ地域・校種間連携 (Ties)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 多様な資源を生かした地域連携 * 明確な目的をもった校種間連携 	<p>6 双方向的な家庭とのかかわり (Home-school-link)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 基本的な生活習慣及び学習習慣の形成を促す働きかけ * 家庭とのパートナーシップの推進
<p>7 安心して学べる学校環境 (Environment)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 安全で規律のある雰囲気 * 学ぶ意欲を引き出す学習環境 	<p>8 前向きで活動的な学校文化 (Rich school culture)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 誇りと責任感に根ざす学校風土 * 可能性を伸ばす幅広い教育活動

【 めざす教職員像 】

『凡事徹底』・・・「当たり前」の事を当たり前にするのではなく、人が真似できないほど「徹底的」にやること。やりきること。やり続けること。

- * 一人一人の子どもを大切に、温かさと厳しさとで子どもに向き合い、寄り添う教職員
- * 心身ともに健康で、使命感に燃え、常に伸びようと自己研鑽に努める教職員
- * 「和」を大切に、協働意欲にあふれ、心配りのできる教職員
- * 節度ある態度と良識をもち、地域や家庭、子どもから信頼される教職員

3. 本年度の重点目標

(1) 「TEAM 樟葉小」のブラッシュアップ

～ 樟葉小学校全教職員のベクトルを同じ方向に向けて教育活動を推進する ～

- ① 校長のリーダーシップとマネジメントのもと、チームとして達成すべき目標を共有し、その目標達成に向け、組織的に、計画的に、一貫性をもって取組を推進する。
- ② 教職員をまとめる教頭及び主任、各分掌の担当者等のリーダーシップのもと、教職員一人一人がもてる多様な能力を発揮し、それぞれが責任を果たすことに誇りをもち、教職員相互の信頼関係を築き、チームワークの結束を図る。
- ③ 教育公務員としての使命を自覚するとともに、倫理観・規範意識を高め、一人一人の資質の向上を図る。
- ④ 職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を構築する。

(2) 「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成

- ① 学習指導要領に則り、『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業研究・授業改善を推進する。
- ② 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である情報活用能力の育成に向け、すべての教員がタブレット端末 (iPad) 等を効果的に活用する「授業改革」に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。
- ③ 学習の基盤となる基礎的・基本的な知識及び技能の習得と確実な定着を図る。
- ④ 獲得した知識及び技能の活用を図る学習活動に取り組み、課題を解決するために必要な思考力、判断力、

表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養う。

- ⑤ 豊かな心を育む教育の充実に向け、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組み、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うとともに、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。
- ⑥ 健やかな体を育む教育の充実に向け、日々の体育の授業を充実させるとともに、業間や行事等の教育活動全体を体力向上の機会と捉え、「体力づくり」の取組を推進する。
- ⑦ 学校力並びに教職員の指導力の向上を図り、小中9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続等、「9年間の教育に責任をもつ」ということを教職員が意識した小中一貫教育の取組を推進する。

(3) 「地域とともにある学校」づくりの推進

- ① 学校教育目標を実現するために、学校及び家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりに努める。
- ② 保護者、地域への積極的な情報発信を行うとともに、より一層の連携・協働の充実を図る。
- ③ 自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった安心・安全確保の取組を推進する。

4. 具体的な方策

A 学校のガバナンスと教職員の資質・指導力の向上

【 Key Point 】

- * 教職員のベクトルを同じ方向に向ける
- * 教育公務員としての自覚
- * 「学び続ける」教職員

1. 学校運営体制

(1) 学校運営組織の確立

- ① 企画委員会及び校務分掌部会を中心とした学校運営組織を確立する。その組織を機能的に運用し、諸課題の解決・改善に取り組む。
- ② 関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- ③ 「教職員の評価・育成システム」を実施し、教職員の意欲、資質・能力の向上と学校の活性化を図る。
- ④ 校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく「コミュニティ・スクール」を推進する。
- ⑤ 週1回の学年・学担会を校内組織体制に位置づけ、学年主任等を中心として、計画的な学習の進捗状況の管理並びに、「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）を踏まえた系統性・一貫性のある授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を組織的に進める。

(2) 学校評価

- ① 学校をより良い方向に進めるため、授業アンケート及び学校教育自己診断の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、学校運営協議会から提言や評価を受ける。また、学校評価結果を公表し、家庭や地域との相互理解を深める。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行う、『R-V-P-D-C-A』サイクルに基づいた学校経営を推進する。

(3) 校種間連携の推進（小中一貫教育・「幼保こ」との連携）

- ① 楠葉中学校区の現状や課題に応じながら、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園との連携や交流を推進し、教育課程及び保育課程の相互理解に努める。

(4) 情報管理

- ① 情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。また、「学校情報セキュリティポリシー」に基づいて情報の管理を行う。

2. 教職員の服務、業務改善(働き方改革)

(1) 服務規律の確立

- ① 教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたることを深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。
- ② 教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導する。
- ③ 教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。
- ④ あらゆる機会を捉えて、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということ、児童に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできないことを教職員一人一人に周知徹底し、決して起こすことのないよう指導する。
- ⑤ 体罰を許さない指導体制を確立し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」等を活用して教職員全体の共通認識を深め、児童を真に大切に教育活動を展開する。
- ⑥ 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の高揚に努めさせる。
- ⑦ 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識し、快適で働きやすい職場環境づくりを進める。

(2) 働き方改革(業務改善)の推進

- ① 教職員一人一人の意識改革を推進し、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。
- ② 「かえるボード」及び、毎日の「健康観察」への取組を通じ、在校時間管理並びに健康管理を徹底するとともに、教職員が自ら「働き方改革」に取り組むよう指導する。
- ③ 業務改善推進委員会を中心に、教職員間で業務改善について話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化を図る。

3. 教職員研修

(1) 教職員の育成

- ① 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、人権意識や豊かな人間性を身に付けられるよう育成に努める。
- ② 経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員(学校事務職員)に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA 教職(小・中学校事務職員)スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため日常的なOJTを推進する。
- ③ 初任者の育成にあたっては、初任者指導教員を中心として、研究授業及び授業観察、授業参観、講義・講話等、OJTによる実践的な研修を行い、学校全体で組織的・計画的に育成を図る。
- ④ 経験年数の少ない教員(教職経験2～5年目の初任期教員)の育成においては、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行う。また、ミドルリーダー教員の育成については、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となるような専門的な知識と指導技術を身に付けさせる。

(2) 授業改革・授業研究の推進

- ① 学校の課題を踏まえ、校内研究推進体制を確立し、授業改革・授業改善を行うための授業研究を中心に、校内研究・研修の充実を図る。
- ② 研究の成果を発表する場として、公開研究授業・研究協議会を実施する。今年度は、生活科・社会科を中

心とする授業研究に取り組み、外部講師を招聘し、研究授業・研究協議会及び講義等を実施する。

タブレット端末 (iPad) 等、ICTを効果的に活用するなどし、「主体的・対話的で深い学び」の実現及び、今求められる授業への改善をめざし、教員の授業力向上を図る。

(3) 研修の受講

- ① 市教育委員会並びに府教育センター等が実施する研修の積極的な受講の指導に努める。受講した内容を校内研修及び学年・学担会、教科部会等で伝達・実践させ、学校全体で研究・研修の充実に努める。

B 確かな学力と自立を育む教育の充実

【 Key Point 】

- * 学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立
- * 『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業研究・授業づくり・授業改善
- * 「つきたい力」を明確にした授業の実践
(「逆向き設計」の授業づくり、「単元のゴール」「単元計画表」の明示)
- * 情報活用能力等の育成に向けたICT活用能力の向上及び授業改革の推進

1. 学習指導

(1) 教育課程

- ① 学校教育目標 (めざす子ども像) の具現化をめざし、学習指導要領に則り、適正な教育課程を編成する。その編成した教育課程に基づき、示された内容を適切に指導する。
- ② 学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、教科等横断的な視点での教育内容等の組立、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立し、創意工夫を活かした特色ある教育活動に取り組む。

(2) 授業研究・授業づくり・授業改善

- ① 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成を図るため、「Hirakata 授業スタンダード」(第2ステージ)を踏まえた『主体的・対話的で深い学び』の実現に向け、各活動を計画的に取り入れ、発達段階に応じた『授業スタイル(授業の進め方)』を研究・実践する。(「KUZUHA 授業スタンダード」の研究・実践を含める。)
- ② 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、つきたい力(単元のゴール等)を明確にした授業を行うため、「逆向き設計」により単元計画の作成等を行いながら授業づくりを進める。また、「単元のゴール」「単元計画表」を児童に明示し、授業を展開する。
- ③ 「学びに向かう力」を育むため、子どもたちの興味・関心・意欲を高めるような教材提示や板書・発問の工夫等の指導の工夫・改善を行う。
- ④ 府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから)を積極的に活用し、学習の基盤となる「言語能力」の育成を図る。
- ⑤ 習得した基礎的・基本的な知識及び技能を活用して、「かかわり合う力」「学び合う力」の向上を重点課題として授業で取り組み、思考力・判断力・表現力等(特に、読解力)の育成を図る。
- ⑥ 共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用し、積極的に相互授業参観を行ったり、ビデオ等を活用した授業研究を行ったりして、教師力(授業力、学級経営力等)の向上を図る。
- ⑦ 「全国学力・学習状況調査」について、全教員で自校採点及び問題・結果の分析を行い、児童の実態を把握し、課題に正対した日々の授業改善や個に応じた指導等に活かす。また、校内学期末テスト及び、「大阪府すくすくウォッチ(小学生すくすくテスト)」の結果から、学力の定着状況や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図る。

(3) 学習評価

- ① 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、多面的・多角的な評価を適切に実施する。

- ② 通知票（あゆみ）及び指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準・評価基準に基づき、公正かつ適切に行う。また、通知票は、児童の学習意欲を向上させるものにするとともに、保護者の理解を得よう努める。
- (4) 学習規律の確立、学習集団づくり
 - ① 落ち着いた環境で学習に取り組むため、掲示物や机、棚等の整理整頓やユニバーサルデザインの黒板周りといった学習環境の充実を図るとともに、「学習のきまり」に基づき、発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。また、学びの質を高める学習集団づくりを進める。
 - (5) 自学自習力の育成
 - ① 「家庭学習のてびき」及び「自主学习ノートのすすめ」を活用し、家庭学習の定着を図る。また、「タブレットドリル」及び学習コンテンツ（「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」等）を有効に活用し、児童の自学自習力の育成を図る。
 - (6) 情報活用能力の育成
 - ① タブレット端末（iPad）等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。その際、「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう！ ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER（Hirakata ICT Practical Example Record）」の効果的な活用を進める。
 - ② タブレット端末（iPad）等を効果的に活用して、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解するとともに自らの情報活用について振り返りながら理解を深める授業を展開する。
 - ③ プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施する。併せて、学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通じた「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育む。
 - ④ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関わりを理解することなど、児童の情報モラルの育成に努める。
 - ⑤ 情報教育推進チームを設置し、ICT機器活用に向けた組織体制を構築する。学年会や学力向上委員会とも連携させながら、校内における組織的な情報教育の推進・普及に努める。
 - (7) 教科・領域等の指導
 - ① 5・6年の外国語科では、英語専科教員による授業を推進し、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導する。3・4年の外国語活動では、学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE（日本人英語教育指導助手）の効果的なティーム・ティーチングによる実践を推進し、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導する。また、適切な評価を実施する。
 - ② 総合的な学習の時間等での授業を通じて、児童がSDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や本市の社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力の育成を図る取組を推進する。
 - ③ 我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図る。枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設ける。
 - ④ 諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養う。
 - (8) 読書活動
 - ① 学校図書館活用年間計画に基づいた取組を進める。学校司書と連携し、『来室したくなる』『ずっと居たくなる』、居心地のよい学校図書館の環境整備に努める。また、「朝読書」及び「読書週間」を設定したり、「並行読書」や外部講師による「ストーリーテリング」等を行ったりして、子どもたちの読書に対する興味・関心・意欲を高め、「言語能力(読解力)」、「考える力」を育む読書活動を推進する。

(9) キャリア教育

- ① 希望と安心感をもって進学できるよう、中学校と連携する。また、「キャリア・パスポート」を活用し、児童が将来に向け、夢や志がもてるよう、体験活動を取り入れたり、地域人材を活用したりするなど、キャリア教育の充実に努める。

(10) 国旗・国歌の指導

- ① 音楽科においては、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導する。また、社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。

(11) 安全指導

- ① 実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教職員との共有を図りながら、児童の安全確保及び安全管理に十分に配慮する。
- ② 体育活動を行う際は、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。また、児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること及び、競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意する。
- ③ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するようにする。

(12) 指導方法の工夫改善

- ① 専科指導をはじめ、交換授業や合同授業等といった学級担任制の弾力化について実施及び成果等の検証に努める。

C 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

【 Key Point 】

- * 道徳科の授業の充実（授業づくり・授業改善）
- * 「ともに学び、ともに育つ」教育（人権教育及び支援教育）の推進
- * 健康に関する安心・安全の確保及び体力向上に向けた体育科授業の充実

1. 道徳教育

- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育全体計画について全教職員で共通理解し、年間指導計画に基づいた道徳科の授業の充実に努める。
- ② 道徳科における質の高い多様な指導方法や評価のあり方について組織的・計画的に研究を進めるとともに、府教育庁作成の『「特別の教科 道徳」実践事例集』等を積極的に活用するなどして、授業の充実に努める。
- ③ 「最後まで粘り強くやり抜く」「思いやりをもつ」「みんなで助け合う」「命を大切にする」等の道徳性を重点内容として道徳科の授業に取り組み、道徳的実践につなげる。
- ④ 道徳教育及び人権教育を通じて、自己肯定感や自己有用感等を育む体験的な活動を積極的に取り入れる。そして、教職員が意欲的に児童を「褒める」「励ます」指導を行う。
- ⑤ 道徳科の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行い、保護者、地域の方々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進める。

2. 人権教育

- ① 市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。
- ② 児童の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図るため、人権教育の指導にあたって、知識の理解に留まることなく、国や府、市等が作成した資料（「OSAKA 人権教育 ABC」「人権教育教材集・

資料CD」等)を活用し、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技能を身に付けるよう指導・支援する。

- ③ 教職員一人一人が人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。また、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、参加・体験型等の人権教育の指導方法についての研修を行う。
- ④ 児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困等を含め、気になる児童に対しては家庭訪問を行う等、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。またその際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を積極的に図る。
- ⑤ 児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、府の子ども家庭センターや市の子どもの育ち見守りセンター（ととな）へ速やかに通告し、市教育委員会に報告する。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努める。
- ⑥ 児童虐待を受けた、または受けたと思われる児童が安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行う。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図る。
- ⑦ 性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できるジェンダー平等教育に取り組む。
- ⑧ 児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む国際理解教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- ⑨ 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った同和教育の取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努める。
- ⑩ 平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるようにする。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるようにする。

3. 支援教育

- ① 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害のある児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施する。
- ② 校内体制を整備して、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ③ 通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- ④ 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた児童への理解をすべての教職員に浸透するよう取組を進める。また、医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等についてより理解を深める。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。

4. 健康教育と体育活動

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ① 文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい

い生活様式』～」、府教育委員会作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村学校園版）」、市作成の「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参考に、学校園生活における様々な場面において感染症対策に努める。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築しておく。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図る。

(2) 衛生管理

- ① 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、児童に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導を行う。
- ② 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにする。

(3) 安全・安心の確保

- ① 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取る等の対策をとる。
- ② 食物アレルギー疾患の対応については、各資料及びアレルギー疾患対応の学校生活管理指導表を有効に活用し、日頃から事故防止に努める。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるようエピペンの取扱い手順等の研修を行うとともに、消防・救急機関との連携も踏まえた体制を整える。また、食物アレルギーの既往症がない児童の初発の事故が、どこでも起きることだと考え、すべての教職員が緊急時に備え、事故を想定した研修を実施する。
- ③ 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深める。(＊死戦期呼吸：ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態)

(4) 健康の保持・増進

- ① 児童の健康管理等については、保護者・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・主治医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持・増進できる資質・能力を育成する。

(5) 食育

- ① 食に関する指導を教育課程に位置付け、教育計画に掲載された全体計画に基づいて取組を推進する。また、食育推進委員会を設置し、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における食に関する指導を推進する。
- ② 児童の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業や調理などの食に関する体験活動を実施する。

(6) 健康教育

- ① 体育科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導を進める。
- ② 大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。また、学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導する。
- ③ ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、家庭への啓発を行うなど連携して取り組む。

(7) 体育活動

- ① 体力向上推進計画に則り、日々の体育の授業を充実させることはもとより、業間の体育的な遊びや体育的な行事（体力テスト、夏休み水泳教室、運動会、市陸上競技大会、市駅伝競走大会等）の教育活動全体を児童

の体力向上の機会と捉え、創意工夫を凝らした体力づくりをより一層進める。取組を進めるに当たっては、府教育庁が作成した「体育の授業がかわる！簡単プログラム」等の資料を参考にしたり、「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を活用したりするなどして、児童の運動習慣の確立に努める。

5. 特別活動・その他の教育活動

- ① 児童の自主的・実践的な活動を促し、ペア学年及び縦割り集団での活動や行事を通じて、子どもたちが集団の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努め、異年齢集団の育成を図る。
- ② 児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。
- ③ 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱する。

D 学びのセーフティーネットの構築

【 Key Point 】

- * 危機管理体制の確立及び安全・安心の確保
- * いじめ・暴力行為・不登校のない学校づくりの推進
 - ・ 生徒指導体制の確立と組織的な取組の推進
 - ・ 教職員の指導力の向上と人権意識の高揚
- * 家庭・地域等との連携

1. 安全

(1) 安全教育の推進

- ① 児童の発達段階に合わせて、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自然災害・不審者の侵入や学校事故・交通事故等、日常生活全般における様々な危険に対し、自ら危険を回避する力、また、適切に対応できる能力を育成する安全教育の一層の充実を図る。
- ② 防災教育において、児童が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成する。

(2) 危機管理体制の確立

- ① 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ② 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を連携して実施する。また、常にその改善に努める。
- ③ 自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図る。
- ④ ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の児童の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制を確立する。

(3) 登下校の安全確保

- ① 通学路安全マップの作製及び地区児童会、交通安全教室を実施し、交通安全指導に取り組む。
- ② 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、保護者や地域、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における児童の安全確保についてきめ細かな対応を行う。

(4) 交通安全の推進

- ① 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、児童が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を関係機関と連携して実施する。
- ② 保護者に対し、家庭における安全意識の向上について、学校だよりやブログ、ホームページを活用して積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行う。

2. 生徒指導

(1) 生徒指導体制の確立と組織的な取組の推進

- ① いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が児童との信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導主体者を中心としたより機能的な生徒指導体制の充実に努め、適切な指導を行う。
- ② 日ごろから児童の状況を把握し、児童が発するサインを見逃すことなく、学級や学年の集団づくりに努める。また、不登校やひきこもり、児童虐待や子どもの貧困等、支援を要する児童に関わる様々な事象に対しては、早期対応ができるよう、「子どもを守る条例」を踏まえながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るなど、チームによる支援体制を構築する。
- ③ いじめ・暴力行為等の問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、児童の規範意識の醸成に努めるとともに、自己指導能力の育成に努める。
- ④ いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、「レベルに応じた問題行動への対応チャート」等を積極的に活用し、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行う。
- ⑤ 教職員の児童理解力と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編・いじめ防止編)」等を活用して、校内研修の一層の充実に努める。

(2) いじめの防止と早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることの認識を深め、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
- ② いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童や障害のある児童、外国にルーツのある児童、性的マイノリティ等に係る児童等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④ すべての児童が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検するとともに、児童会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。
- ⑤ インターネット・SNSを介したいじめについては、児童の利用実態に応じた指導を行うとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努める。

(3) 不登校児童への支援

- ① 不登校の未然防止のため、日ごろから児童の状況を把握し、学級や学年の集団づくりに努める。不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問をするとともに、ICT機器も活用して、児童とつながるなど、きめ細かく適切な対応を図る。

(4) 携帯電話等への対応

- ① 学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないように指導する。
- ② 携帯電話等でのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれることがないように、その有用性・危険性を理解させ、自ら対処できる力を育成するとともに、適切な使用時間を守ることなど、家庭でのルールづくりについて保護者への啓発を行う。

3. 「地域とともにある」学校づくりの推進

(1) 家庭・地域等との連携

- ① 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、校区の安全見守り活動等、地域と一体になった子どもたちの安全確保の取組を推進する。
- ② 家庭・地域から信頼される学校をめざし、教育計画や学校の抱える課題、日々の教育活動、非常時における

る対応等の情報について、学校・学年だよりやブログ・ホームページ等を有効活用するなど、積極的に公開し、連携・協力体制づくりに努める。また、教職員がPTAや地域の諸活動に協力し、積極的に交流するよう努める。

- ③ 地域人材や授業のゲストティーチャー等の積極的な活用に努め、特色ある教育、特色ある学校づくりを効果的に推進する。
- ④ 留守家庭児童会室と児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。

5. 教育目標(「めざす子ども像」「めざす学校像」)の具現化に向けた学校運営組織

(1) 職員会議 (補助機関)

[1] 位置づけ

- * 「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき運営する。
- * 校長の職務の円滑な執行を図るため、校長が招集し、主宰する。
- * 学校の管理・運営などに関する方針等を伝達・周知する。
- * 学校教育の方針等、校務に関する事項について教職員間における意志疎通、共通理解の促進、意見交換等を行う。

[2] 留意事項

- * 教職員は、職員会議で議案を提出したり、意見を表明したりすることができる。
- * 議案は、各部会、学年会等で企画、立案したのち、企画委員会で提案し、管理職の決裁を得て、原則、職員会議の3日前までに議案をPDFデータで指定された共有フォルダに保存する。企画委員会を通過していない案件の職員会議での提案は原則として採り上げない。
- * 職員会議の円滑な運営を図るため、議案の提案者は事前に提案方法や時間等について教務主任(議長)と十分協議する。また、教務主任(議長)は校長に運営方法について事前に了解を得る。
- * 職員会議に欠席、遅刻する場合は、管理職の承認を得るとともに、教務主任(議長)に連絡する。
- * 書記は、会議録を作成する。職員会議を欠席した教職員は、会議録で内容を把握し、確認しておく。

(2) 企画委員会 (提言機関・調整機関)

- * 本委員会の構成メンバーは、原則、校長、教頭、教務主任、学年主任、保健主事、支援教育コーディネーター、学校事務職員からなる。必要に応じて、他の教職員の出席を求めることがある。議長は教務主任とし、会を進行する。
- * 議長は、職員会議の円滑な運営のため、職員会議で提案する事項について事前に提出させる。
- * 事前に提出された提案事項や学校の諸課題について意見交流を行い、議案の精選、調整を図る。

(3) 学校における主任等の役割と職務内容について

- ① 主任は、校長の監督を受け、それぞれの分担する職務に係る事項について、学校内における連絡調整及び関係教職員に対する指導、助言に当たる。
- ② 主任は学校組織上の中核という責任のある立場に位置し、その専門的能力や指導力を十分発揮することによって、学校運営の円滑化に資するとともに、教育活動をより充実、活性化させることが期待される。

具体的な職務内容は次のとおりである。

[1] 教務主任

- ① 校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ② 校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施・時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。

[2] 学年主任

- ① 校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ② 校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導主事等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言に当たるものであること。

[3] 保健主事

- ① 校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。